

一定の取引のあるお客さまは
マイナンバーの届出が必要です！

届出されていない
お客さま！
マイナンバーの
届出は
お早めに！

マイナンバー-PRキャラクター
マイナちゃん

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION
全国銀行協会

税 国税庁

内閣府

金融庁
Financial Services Agency

銀行へのマイナンバーの届出が法令で義務付けられている主な取引

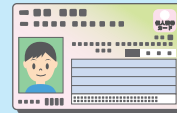


個人のお客さま

- 投資信託・公共債など
- 証券取引全般 (特定口座も対象)
- 外国送金 (支払い・受け取りなど)
- 教育 / 結婚・子育て資金一括贈与
- 財形貯蓄 (年金・住宅)
- 信託取引 (金銭信託など)
- マル優・マル特

マイナンバーの届出に必要な書類

マイナンバーカード

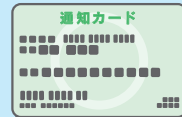


この1枚で
OK!



または

通知カード※1

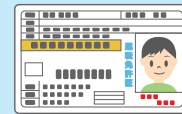


または

住民票
(マイナンバー付)



運転免許証などの
本人確認
書類1点※2



- ※1 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項 (氏名・住所など) に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。
※2 顔写真なしのもの (健康保険証や住民票、年金手帳など) の場合は、書類2点が必要です。



法人のお客さま

- 投資信託・公共債など
- 証券取引全般
- 外国送金 (支払い・受け取りなど)
- 定期預金・通知預金
- 店頭デリバティブ取引
- 信託取引 (金銭信託など)

法人番号の届出に必要な書類※3

国税庁法人
番号公表サイトの
法人情報画面を
印刷したもの



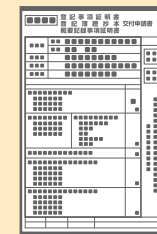
または

法人番号
指定通知書



+

登記事項証明書
などの
法人確認書類※4



- ※3 告知または各金融機関所定の告知書の提出をすれば、確認書類が不要となる場合があります。詳しくはお取引先の金融機関にお問い合わせください。
※4 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。

注 すでにマイナンバーを届出いただいている場合には、改めてマイナンバーを届出いただく必要はありません (住所などの変更手続時、マル優・マル特や法人定期預金の新規取引の開始などを除く)。

